

令和4年3月29日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和3年(行ウ)第1号 処分取消等請求事件

口頭弁論終結日 令和4年2月8日

判 決

5 北海道寿都郡寿都町

原 告 神 貢 一

(以下「原告神」という。)

北海道寿都郡寿都町

原 告 植 谷 和 幸

10 (以下「原告植谷」といい、原告神と併せて「原告ら」という。)

原告ら訴訟代理人弁護士 谷 次 郎

北海道寿都郡寿都町渡島町140-1

被 告 寿 都 町

被 告 代 表 者 寿 都 町 議 会 議 長

15 小 西 正 尚

處 分 行 政 庁 寿 都 町 議 会

(以下「被告議会」という。)

被 告 訴 訟 代 表 人 弁 護 士 田 村 智 幸

20 同 橋 場 弘 之

同 及 川 啓 紀

主 文

1 处分行政庁が令和2年10月6日に原告神に対してもした公文書非開示決定を取り消す。

25 处分行政庁が令和2年11月24日に原告植谷に対してもした公文書非開示決定のうち別紙1文書目録記載2の文書に係る部分を取り

消す。

3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 主文第1項、同第2項と同旨
- 2 被告議会は、原告神に対し、別紙1文書目録記載1の文書を開示せよ。
- 3 被告議会は、原告樋谷に対し、別紙1文書目録記載2の文書を開示せよ。

第2 事案の概要

1 被告の住民である原告らは、被告議会（処分行政庁）に対し、寿都町情報公開条例（以下「本件条例」という。）6条1号に基づき、それぞれ被告議会に設置された全員協議会（以下「本件協議会」という。）の議事録等の開示を求めたところ、被告議会は、本件協議会には地方自治法上の会議公開の原則が適用されず、会議を非公開とする取決めがあるから、法令等の規定により開示することができないと明文で規定されているか、又は法令等の解釈上その旨が明らかであり、本件条例8条2号に該当することを理由に、原告神に対しては令和2年10月6日、原告樋谷に対しては同年11月24日、上記の公文書をいずれも全部非開示とする旨の決定をした。本件は、原告らが、被告に対し、これらの決定は違法である旨を主張して、その取消しを求めるとともに、上記の公文書の開示の義務付けを求める事案である（ただし、原告樋谷に係る後記の部分を除く。）。

なお、原告樋谷は、本件訴訟において、被告から、上記取決めの存在及び内容を明らかにする書証として本件協議会の要点記録（乙9～11）が提出されたことを受け、本件協議会の議事録を非公開とする取決めの存在及び内容が分かる文書に係る処分の取消し及び義務付けを求める訴えをいずれも取り下げた。

2 関係法令等の定め

関係法令等の定めは、別紙2-1、2-2に記載したとおりである（甲3、4）。

3 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲の各証拠又は弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告らは、被告の住民である（甲1、2）。

イ 本件協議会は、被告議會議員の全員で構成され、もとは議員協議会として存在していたが、平成20年の地方自治法改正により同法100条12項が新設されたことを受けて、同年12月の被告議会議規則の改正により、新たに、町長が議会に提出することを予定する議案や、町政運営上重要な事項等に関する協議会として設けられるに至ったものである（乙6、7）。

(2) 原告神による公文書開示請求

原告神は、令和2年9月23日、被告議会に対し、本件条例6条1号に基づき、別紙1文書目録記載1の公文書（以下「本件公文書1」という。）の開示を求めたところ、被告議会は、同年10月6日、本件協議会には地方自治法上の会議公開の原則が適用されず、被告議会においては非公開として取決めしているため、本件条例8条2号に該当することを理由に、本件公文書1を非開示とする旨の決定（以下「本件非開示決定1」という。）をした（甲7）。

原告神は、これを不服として、同年10月7日、被告議会に審査請求を申し立てたところ、被告議会は、同日、被告情報公開審査会に諮問を行い、その結果に基づき、同年11月18日、本件非開示決定1と同様の理由により、当該審査請求を棄却した（甲8、9）。

(3) 原告槌谷による公文書開示請求

原告樋谷は、令和2年11月12日、被告議会に対し、本件条例6条1号に基づき、別紙1文書目録記載2の公文書（以下「本件公文書2」といい、本件公文書1と併せて「本件各公文書」という。）並びに本件協議会の議事録を非公開とする取決めの存在及び内容が分かる文書の開示を求めたところ、被告議会は、同月24日、前記(2)と同様の理由により、本件公文書2等を非開示とする旨の決定（以下「本件非開示決定2」という。）をした（甲10）。

原告樋谷は、これを不服として、令和3年1月6日、被告議会に審査請求を申し立てたところ、被告議会は、同月12日、被告情報公開審査会に諮問を行い、その結果に基づき、同年3月8日、本件非開示決定2と同様の理由により、当該審査請求を棄却した（甲11、12）。

(4) 原告らは、令和3年4月29日、本件訴えを提起した。

4 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

本件の争点は次のとおりであり、これに対する当事者の主張の要旨は別紙3のとおりである。

(1) 本件各公文書に記録された情報が本件条例8条2号所定の「法令等の規定により開示することができないと明文で規定され、又は当該法令等の解釈上その旨が明らかである情報」に当たるか否か（争点1）

(2) 義務付け請求の当否（争点2）

20 第3 当裁判所の判断

当裁判所は、令和元年12月10日に開催された本件協議会における取決めは、飽くまで本件協議会の傍聴を認めない旨の合意が形成されたにとどまり、また、当該取決めが本件協議会に係る議事録を開示しない旨の合意を含むものであったとしても、このことをもって、本件各公文書に記録された情報が本件条例8条2号所定の「法令等の規定により開示することができないと明文で規定され、又は当該法令等の解釈上その旨が明らかである情報」に当たるとはい

えないから、被告議会がした本件非開示決定1及び本件非開示決定2（ただし、本件協議会の議事録を非公開とする取決めの存在及び内容が分かる文書に係る部分を除く。以下同じ）はいずれも違法であり、取り消されるべきであるが（争点1），本件各公文書について想定される記載内容を踏まえると、これに含まれる情報の内容及び性質いかんによっては同号以外の非開示事由に該当するか否かを検討すべきものであるから、本件各公文書の全部開示の義務付け請求は理由がない（争点2）旨判断する。その理由の詳細は、次のとおりである。

1 認定事実

前記前提事実に証拠（各掲記のもの）及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実を認めることができる。

(1) 令和元年12月10日開催の本件協議会

同日の協議の冒頭、議長がある傍聴希望者の取扱いについて協議会に諮り、被告副町長が本件協議会には傍聴に関する詳細な規定がないこと等を説明したところ、被告議會議員の一人が、赤裸々な意見交換をするために原則として傍聴を認めず、特定の内容について協議員全員の了承を得られた場合に限り傍聴を認めるべきである旨の意見を述べ、次いで被告町長が、開かれた行政が一番望ましい行政の在り方ではあるものの、今回の案件については公表できる段階ではないものも含まれている旨の意見を述べた。議長は、上記議員及び町長の意見に同意しつつも、今回については、本件協議会における傍聴の取扱いが決まっていないことを理由に、当該傍聴希望者の傍聴を認めない旨採決した（以下「本件取決め」という。）。その後、議長は、今後この点について更に議論を深めるべきとの意見を述べた。（甲25、乙9）

(2) 被告町長の本件協議会における発言に関する報道等

ア 株式会社北海道新聞社は、令和2年8月13日、被告町長が、被告の将来における財政の在り方等を考慮し、高レベル放射性廃棄物の最終処分場

選定の第1段階となる文献調査への応募を検討している旨報道した（甲5）。

イ 日本放送協会は、令和2年2月から同年8月まで行われていた本件協議会の3回分の議事録を入手した上で、同年9月18日、被告町長が当初は同年8月中にも調査への応募を決める方針を示していたとして、以下の内容を報道した（甲6）。

(ア) 被告町長は、同年2月17日開催の本件協議会において、経済産業省の担当者と最終処分場の調査の勉強会を行いたいとした上で、「決して最終処分場を受けるということではない」、「ここは将来的な財源確保のためにうまく活用することが寿都の幸せにつながるのではないかと思う」と述べ、文献調査に応募して交付金を得るべきだという考えを示した。

(イ) 被告町長は、同年8月7日開催の本件協議会において、「寿都町の方針として、どうあるべきかというのも、盆明け、なるべく早い時期に計画したい」、「できれば出さないと。よそに先手を打たれたら、もう一番はとれない」と述べ、当初は同月中にも調査への応募を決める方針だった。

(ウ) 被告町長は、「町民に伺いを立てて勉強会をするっていったらかえつて面倒な話になるので、ここは町を動かしている行政、議会、産業団体、その要職にある人が皆で総意でそうしよう」と述べていて、住民に説明する前に町の主要なメンバーだけで応募を決めようとしていた意向がうかがえる。

(3) 令和2年9月30日開催の本件協議会

同日の協議の冒頭、議長が、令和元年12月10日開催の本件協議会において、本件協議会の会議を、その内容いかんにかかわらず公開しない旨全会一致で取り決めたにもかかわらず、議事録の一部が全国放送で流出した（前

記(2)イ) ため、全会一致で定めた取決めであり、協議員は当該取決めを遵守してほしい旨述べたところ、被告議会議員の一人が、同日の本件協議会の議事録をみると、傍聴については議論されたものの、議事録の公開については決まっていないのではないかという意見を述べた。これに対し、議長は、会議の内容にはまだ公開することができないものもあり、また、協議員同士で自由闊達な意見交換をしつつも、個人的な危害を加えられないようするためにも、同年12月以降、協議内容を公開しない共通認識ができたという意見を述べた。もっとも、原告神から本件公文書1に係る開示請求がされているという状況等を踏まえ、当該開示請求への対応のほか、本件協議会の議事録の作成方法（本会議に準じてほぼ全文を作成しているところ、今後は要点を記録するにとどめるか否か）、その開示の在り方等については、令和元年12月20日の本件協議会（前記(1)）の議事録を確認した上で、改めて検討されることとされた。なお、令和2年9月30日開催の本件協議会には、有識者として、経済産業省資源エネルギー庁の課長及びNUMO（原子力発電環境整備機構）の課長が出席していた。（甲25、乙10）

(4) 令和2年10月5日開催の本件協議会

同日の協議においては、冒頭、本件協議会の議事録の作成方法について協議され、今後は要点を記録するにとどめた上で情報公開請求に対し開示することが望ましいという意見が述べられる一方、全員協議会が実質的に本会議に代わる役割を果たしていることを理由として、従前どおり本会議に準じてほぼ全文を作成した上で、開示することが望ましいとする意見も述べられた。また、忌憚のない意見交換を保障する観点からは、本件協議会のほかに従前の議員協議会に準じた協議会を設け、当該協議会の議事録については非公開とすることが望ましいのではないかという意見も述べられた。その上で、原告神による本件公文書1の開示請求（前提事実(2)）への対応等が議論され、最終的に、この開示請求に対しては非開示とすることが確認されるとともに、

今後の対応としては、本件協議会の議事録については簡略化した上で開示するが、新たに設ける協議会については開示しない方向とする意見が多数を占めた。なお、この間のやり取りにおいて、令和元年12月10日開催の本件協議会において本件協議会の議事録を非公開とする旨の採決をしたか否かに
5 関し、議長からは開示請求を認めれば結局傍聴を認めたことに等しいとして開示請求にも応じない趣旨であったという理解が示されたのに対し、同日の本件協議会においては開示しない旨の合意をしたという認識はない旨の意見や、開示を基本としつつも個人的な事柄については開示をすべきではないと考えていた旨の意見も述べられるなど、協議員間で意見が分かれた。（甲2
10 5、乙11）

2 爭点1（本件各公文書に記録された情報が本件条例8条2号所定の「法令等の規定により開示することができないと明文で規定され、又は当該法令等の解釈上その旨が明らかである情報」に当たるか否か）について

- (1) 本件条例は、町政に対する町民の知る権利を保障し、公文書の開示を請求する権利等に関する必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責任を全うし、もって町民参加による開かれた公正な町政の推進に資することを目的として制定されたものであり（本件条例1条），こうした見地から、本件条例は、実施機関の責務として、町政に対する町民の知る権利を尊重すること等に対する最大限の配慮を求めるとともに、町民の町政に対する理解を深めるため積極的な情報提供の推進に努めなければならない旨を定めた（本件条例3条1項、2項）上で、実施機関に対し、開示請求に係る公文書について原則として開示すべき義務を負わせている（本件条例7条）。
15 そして、本件条例は、町長等の執行機関のほか議会も実施機関と定めている（本件条例2条1項）ところ、これは、地方公共団体における議会が、条例や予算の制定といった立法権の行使にとどまらず、地方税の賦課徴収、契約の締結、財産の管理等の地方公共団体における重要な案件に関する審議議決
20

を行い、行政に関わる意思決定にも参画する機関であること（地方自治法96条1項各号）に鑑み、町長等の執行機関が作成等する文書のほか、議会が作成等する文書についても原則として公文書の開示義務を負わせることで、町政全体として町民に対する説明責任を全うするとともに、開かれた公正な町政の推進に資するという本件条例の目的を達成する趣旨に出たものと解される。

他方、本件条例は、法令等の規定により開示することができないと明文で規定され、又は当該法令等の解釈上その旨が明らかである情報等が記録されている公文書を開示してはならない旨を定める（本件条例8条2号）が、同号に当たるか否かは、その文言のほか、本件条例が審議議決機関としての議会についても原則的な開示義務を負わせた上記の趣旨等を踏まえ解釈すべきものである。そうすると、本件条例8条2号前段にいう「法令等の規定により開示することができないと明文で規定され」ている情報とは、その文言どおり、当該情報の非開示を明文で定めた法律又は他の条例（本件条例8条1号ア参照）が存在する場合を指すと解すべきである。また、本件条例8条2号後段にいう「当該法令等の解釈上その旨が明らかである情報」も、当該情報について非開示を定める明文の規定が存する場合を定めた同号前段所定の情報と並んで定められていること等を踏まえると、当該情報の非開示を明文で定めた法律や他の条例の規定は存在しないものの、当該情報それ自体に着眼して、その取扱いに関する当該法律や条例の諸規定を合理的に解釈すれば、当該情報を開示することができない旨が明らかである場合を指すと解すべきである。

(2) これを本件についてみると、本件各公文書に含まれている情報それ自体を非開示とする旨を明文で定めた法律や条例の規定は存在しないと認められるから、本件各公文書に記録された情報が本件条例8条2号前段にいう「法令等の規定により開示することができないと明文で規定され」ている情報に当

5 ならないことは明らかである。また、本件協議会の議事録に含まれている情報に着眼してその取扱いを定めた法律や他の条例の規定は存在しないと認められる上、本件取決めも、令和元年12月10日の審議内容等に照らすと、会議体としての本件協議会の傍聴を許さず、非公開とするにとどまり、本件協議会に関し作成等された文書に含まれる情報の取扱いを何ら明らかにするものではないと認められることを併せ踏まえると、本件各公文書に記録された情報が本件条例8条2号後段の「当該法令等の解釈上その旨が明らかである情報」に当たると解することもできない。

10 (3) これに対し、被告は、本件取決めの内容には本件協議会の議事録等の非公開も含まれており、自律的組織における自律的決定は最大限尊重されるという条理に基づき、本件取決めも「法令等」に含まれると解されるべきであるから、本件各公文書に記録されている情報は本件条例8条2号に該当する旨主張する。

15 しかしながら、認定事実によれば、令和元年12月10日に開催された本件協議会において議論されていたのは傍聴を希望する者への対応であって、被告議会の議員の間においては、その傍聴を認めないという限度で合意が形成されたにとどまると認められる。そして、本件協議会における協議の内容については、被告議会の本会議に準じてほぼ全文が作成されていたことがうかがわれる（乙9～11）ところ、報道機関により令和2年2月から同年8月まで行われていた本件協議会の3回分の議事録に関する報道がされたこと等を受けて、同年9月30日の本件協議会において議事録の開示や本件協議会の在り方等に関する議論がされ、さらに、同年10月5日に開かれた本件協議会においても同様の議論がされたものの、後者の協議会においても、令和元年12月10日の本件協議会における合意内容について、議事録の非開示も含む趣旨であったという意見が述べられる一方、飽くまで傍聴を許さないという趣旨にとどまる等の意見も述べられていたという経緯等を踏まえる

と、令和元年12月10日に行われた本件協議会において、本件協議会の議事録を非開示とする旨の合意がされたとは認められない。そうすると、本件取決めは、被告議會議員の合意に基づき、飽くまで本件協議会の傍聴を許さないという内容にとどまり、本件協議会の議事録を開示するか否かについては、議事録の作成方法等との関連においていまだ合意が形成されていなかつたというべきであるから、被告の主張はその前提を欠くというべきである。

また、仮にこの点をおくとしても、そもそも、議会における会議体を公開するか否かと、当該会議体に関し作成された文書について開示義務を負うか否かは別個の問題であり、本件条例も、被告議会を実施機関に含めた上で、公文書についての原則的な開示義務を負わせているのであるから、本件協議会の作成等に係る公文書について被告議会が開示義務を負うか否かも、飽くまで本件条例や、本件協議会に関し作成された公文書の取扱いを定める法令があれば当該法令の解釈により定まるというべきである。のみならず、上記のとおり、本件条例が被告議会の作成等に係る公文書の開示等を定めた法規範として存在していることに照らすと、こうした本件条例の改正等によらず、被告議会内部における取決めにより開示されるか否か、開示されるとしてその範囲等が定まるとすれば、地方自治における議会の地位に鑑み、町長等の執行機関と同様の説明責任を負わせることで、町民の知る権利の保障を十全なものとするという本件条例の趣旨が没却されることになるのは明らかとうべきである。

以上によれば、被告の上記主張は採用することができない。

(4) さらに、被告は、地方自治法115条1項本文所定の会議公開の原則は本件協議会には及ばないから、同法の解釈上本件協議会の議事録等を開示することができないのは明らかであり、このことからすると、本件各公文書に記録された情報は本件条例8条2号後段の「当該法令等の解釈上その旨が明らかである情報」に当たる旨主張する。

しかしながら、地方自治法115条1項は、地方議会の会議を公開するか否かについて規定したものであって、そこでやり取りされた情報に着眼してその取扱いを明らかにするものではないことからすると、同項をもって本件条例8条2号後段に該当すると解することはできず、被告の上記主張は採用することができない。

(5) 以上によれば、本件各公文書に記録された情報は、本件条例8条2号所定の「法令等の規定により開示することができないと明文で規定され、又は当該法令等の解釈上その旨が明らかである情報」には当たらない。そうすると、被告議会が原告方にした本件非開示決定1及び本件非開示決定2は、いずれも本件条例に反する違法なものであり、取り消すべきである。

3 爭点2（義務付け請求の当否）について

(1) 原告らは、平成31年1月から令和2年11月までに開催された本件協議会の議事録等の開示を求めているところ、認定事実によれば、令和2年2月から同年8月まで行われていた本件協議会の議事録については、被告町長から、将来的な財源確保に向けて高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定に向けた文献調査に関し、応募の是非、経済産業省の担当者との勉強会を開催する意向等に関する発言内容が記載されている旨の報道がされた上、現に、同年9月に開催された本件協議会には経済産業省資源エネルギー庁の担当者等も参加していたものである（認定事実(2), (3)）。他方、本件協議会に係る議事録については、本件各公文書が作成された時点においては、録音された上でそのほぼ全文が記録化されていたと認められること（乙6）を踏まえると、本件における対象文書である本件協議会の議事録等には、高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定に向けた文献調査への応募の是非に関連して、当該調査の内容に関する所管官庁の担当者等からの説明はもとより、文献調査に応募することによる影響等に関する被告町長や本件協議会の構成員等のやり取りが具体的に記録されていることが推認される。そうすると、本件における

対象文書には、例えば、「町の内部機関、機関相互における審議、検討又は調査等に関する情報であって、開示することにより当該審議、検討又は調査に著しい支障があるもの」や「町と国等との間における照会、検討、協議等に関する情報であって、開示することにより、その協力関係に著しい支障があるもの」（本件条例9条3号ア、ウ）に該当するか否かを検討すべき情報が含まれていると推認され、この点も含め、本件条例9条が定める不開示事由の存否については本件訴訟において何ら審理されていないから、被告議会が本件各公文書を全て開示すべきであることが根拠法令の規定から明らかであり、又は上記議事録等を全て開示しないことが裁量権の範囲を超える若しくはその濫用となるとまでは認められない。

(2) これに対し、原告らは、本件協議会で議論されたであろう高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定に向けた文献調査への応募の是非という問題の重要性等に鑑みれば、「町政の公平又は円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある」（本件条例9条3号柱書）として非開示とするのは相当でない旨主張する。

しかしながら、上記非開示事由が認められるか否かは、本件対象文書に含まれる個別具体的な情報に着眼し、その内容に即して判断されるべきであつて、原告らが主張する文献調査への関心の高さ等によって定まるものではないから、原告らの上記主張は採用することができない。

(3) 以上によれば、本件各公文書の開示の義務付けに係る請求は理由がない。

第4 結論

よつて、原告らの請求は本件各公文書に係る本件非開示決定1及び本件非開示決定2の各取消しを求める限度で理由があるから認容することとし、主文のとおり判決する。

25 函館地方裁判所民事部

裁判長裁判官

進藤 十一郎



裁判官

牧野

賢



10

裁判官

佐藤

秀行



(別紙1)

文書目録

- 1 令和2年2月から同年8月までに行われた被告議会の全員協議会の配付資料、議事録及び録音資料の全て
- 2 平成31年1月から令和2年11月までに行われた被告議会の全員協議会の配付資料、議事録及び録音資料の全て

以上

(別紙2-1)

○ 寿都町情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、町政に対する町民の知る権利を保障し、公文書の開示を請求する権利その他情報公開の推進に関し必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責任を全うし、もつて町民参加による開かれた公正な町政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関が作成し、又は取得し、かつ管理している文書、図画、写真、フィルム及び電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 15 (1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍、広報用資料、刊行物その他不特定多数の者に販売し、又は配布することを目的として発行されるもの
- (2) 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

3 この条例において「公文書の開示」とは、実施機関が次章の定めるところにより、公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たつては、町政に対する町民の知る権利を尊重するとともに、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限に配慮しなければならない。

25 2 実施機関は、町民の町政に対する理解を深めるため、積極的な情報提供の推進に努めなければならない。

(公文書の開示を請求できる者)

第6条 次に掲げる者は、実施機関に対し、公文書の開示（第4号に掲げる者にあつては、その者の有する利害関係に係る公文書の開示に限る。）を請求することができる。

5 (1) 町内に住所を有する者

(2)～(4) (省略)

(実施機関の開示義務)

第7条 実施機関は、前条の規定による開示の請求（以下、「開示請求」という。）があつたときは、当該請求に係る公文書は、原則として開示しなければならない。

10 (開示してはならない情報)

第8条 実施機関は、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている公文書については、前条の規定に関わらず開示してはならない。

15 (1) 個人の氏名、思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は他の条例（以下、「法令等」という。）の規定により、何人も閲覧できるとされている情報

イ 開示することを目的として作成し、又は取得した情報

20 ウ 法令等の規定に基づく許可、免許等に関する情報で、開示することが公益上必要と認められるもの

エ 職務の遂行に係る場合の公務員又は公務員であつた者の氏名、地位及び当該職務に関する情報

25 (2) 法令等の規定により開示することができないと明文で規定され、又は当該法令等の解釈上その旨が明らかである情報

(開示しないことができる情報)

第9条 実施機関は、次の各号に該当する情報については、当該情報の記載されて
いる文書の開示をしないことができる。

- (1) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）
に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上、若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの
- (2) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報
- (3) 開示することにより、町政の公平又は円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある次に掲げる情報
 - ア 町の内部機関、機関相互における審議、検討又は調査等に関する情報であつて、開示することにより当該審議、検討又は調査に著しい支障があるもの
 - イ 試験、検査、取締り、争訟、入札、用地買収その他町の行う事務事業に関する情報であつて、当該事業の性質上、開示することにより当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業の円滑な実施に著しい支障があるもの
 - ウ 町と国等との間における照会、検討、協議等に関する情報であつて、開示することにより、その協力関係に著しい支障があるもの

以上

(別紙2-2)

○寿都町議会会議規則

(全員協議会の設置)

第126条 法(当裁判所注・地方自治法のこと。)第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

- 2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。
- 3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

以上

(別紙3)

争点に対する当事者の主張の要旨

1 争点1（本件各公文書に記録された情報が本件条例8条2号所定の「法令等の規定により開示することができないと明文で規定され、又は当該法令等の解釈上その旨が明らかである情報」に当たるか否か）について

（被告の主張）

令和元年12月10日開催の本件協議会において、議長が、傍聴希望者の取扱いの議論を契機として、本件協議会の協議内容（議事録を含む。）を公開するか否かについて、協議員に諮ったところ、これを公開しないことについて全会一致で可決したことから、本件協議会の議事録を非公開とする取決めが成立した。

そして、①町民の知る権利は本件条例により創設されたものであること、②本件協議会は、本件条例制定時は、地方自治法100条12項が新設されておらず、事実上の組織にすぎないものだったこと、③複雑な利害の絡む問題の事前調整等のために地方議會議員が自由闊達に議論を行う場として設置された自律的組織であること等を踏まえると、自律的組織における自律的決定権に基づく判断は最大限尊重されるべきであるという条理に基づき、上記取決めをもって「法令等の規定により開示することができないと明文で規定され、又は当該法令等の解釈上その旨が明らか」といえる。

のみならず、地方自治法115条1項本文所定の会議公開の原則は、本件協議会には及ばないと解されているから、その解釈上本件各公文書を開示することができない旨は明らかである。

（原告らの主張）

令和元年12月10日開催の本件協議会で議論されたのは特定の傍聴希望者の傍聴の可否についてのみであって、本件協議会の議事録を非公開とするか否かについては何ら議論されておらず、したがって、被告が主張する内容の取決めも成立していない。

①本件条例が町民の知る権利を保障する趣旨で制定されたものであること等を踏まえれば、その例外を規定する本件条例8条2号の「法令等（法令又は他の条例）」は、その文言に忠実に解されるべきである。仮に、その解釈に当たり諸般の事情を考慮することが許されるのだとしても、②本件協議会は、遅くとも地方自治法改正後は被告議会における内部的機関の一つであり、情報公開の実施機関である被告議会と別個の機関として存在しているわけではなく、③本件協議会に自律的決定権があるとしても、開示義務の例外に内部的取決めを含めるとすれば、本件協議会が非開示の範囲を恣意的に操作することが可能となるから、ひいては上記趣旨が没却されることとなり、④本件協議会に地方自治法上の会議公開の原則が適用されないとしても、そこからその議事録等の非公開がアприオリに決まるわけではないこと等を総合すると、本件各公文書に記録された情報が「法令等の規定により開示することができないと明文で規定され、又は当該法令等の解釈上その旨が明らか」ということはできない。

2 爭点2（義務付け請求の当否）について

15 (原告らの主張)

本件各公文書に記録された情報は本件条例8条2号には該当せず、また、本件協議会で議論されたであろう高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定に向けた文献調査への応募という問題の重要性等を踏まえると、本件条例9条3号にも該当しないから、被告議会は本件各公文書を全て開示すべきである。

20 (被告の主張)

争う。

以上

これは正本である。

令和4年3月29日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 金子健

